

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	地方自治法	法令番号	昭和22年法律第67号		
手続名	教育財産の目的外使用許可の取消	根拠条項	第238条の4第9項		
処分基準	<p>目的外使用許可をした場合において、次の各号のいずれかに該当する場合には、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき当該許可を取り消す。</p> <p>(1) 公用又は、公共用に供するために必要が生じたとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反する行為があると認めるとき。</p> <p>(3) 不正な手段により許可を受けたと認められるとき。</p>				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 教育財産を所管する課及び教育機関	交付機関 教育財産を所管する課及び教育機関	目次No.